

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県廿日市市木材港北4番60号
氏名 安田金属株式会社
代表取締役 安田 秀吉



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 山本 繁太郎



許可の年月日 平成25年7月29日

許可の有効年月日 平成30年7月28日

1. 事業の範囲

(1) 特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (ダイキソ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- ばいじん (ダイキソ類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃石綿等
- 以上6種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
平成25年7月29日 更新許可

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。